

「ベストプラクティス企業」を 富山労働局長が訪問しました！

～長時間労働の削減等に向けた取組をご紹介いただき、
意見交換を行いました～

厚生労働省では、「過重労働解消キャンペーン期間(11月)」において、長時間労働の削減に向けて積極的に取り組む企業を都道府県労働局長が訪問し、「ベストプラクティス企業」として広く紹介することとしています。

このため、富山労働局(局長 やまさき ひでお 山崎 英生)では、平成29年11月8日(水)に、労働局長が長時間労働に積極的に取り組む以下の企業を訪問し、経営トップ等から同社における取組内容について直接お聞きし意見交換を行い、同社の「働き方」と「休み方」に係る積極的な取組をご紹介いただきました。

なお、本訪問では報道機関の取材もあり、テレビでも同社の取組内容等が紹介されたところです。

1. 訪問企業の概要

北陸コンピュータ・サービス株式会社

設 立 : 昭和42年10月
富山本社所在地 : 富山市婦中町島本郷47-4
代表取締役社長 : 平瀬 隆
社 員 数 : 565名(パート除く)
事 業 内 容 : 情報システムの開発・運用等
事 業 所 : 富山本社、金沢本社、
福井支社、高岡支社、
首都圏営業所



(写真)
平瀬代表取締役社長

2 . 取組内容の詳細

「働き方改革グループ」の設置

平成 29 年 4 月から、同社における働き方改革をさらに促進するため、管理部
署内に専門の「働き方改革グループ」を設置。

時間外労働・休日労働に関する協定（通称、「^{さぶろく}36協定」）の延長時間を短縮
過重労働と健康障害との関連性が
特に強いと認められる時間外・休日
労働時間数が 1 月当たり 80 時間
あることを考慮し、平成 29 年 4 月
から、36 協定の内容を、時間外労働
については特別条項の延長時間
を月 90 時間から月 75 時間に、法定
休日労働の回数については、制限
なしから月 2 日以内にそれぞれ短縮
し協定を締結。



（写真）訪問時の様子

また、上司・部門長が長時間となっている社員を把握できるようにする
ため、同社開発の労働時間管理システムにおいて、月間の時間外労働時
間が一定時間を上回った場合に色分け表示されるよう設定。併せて延長
時間に近づいた社員に対しては本人及び上司に対し働き方改革グルー
プから注意喚起を実施。

定時退社日の設定

平成 21 年 4 月から、毎週一回の「全社早帰り日」を設定。

平成 29 年 4 月からは、より実効性を高くするため、毎週金曜日から毎
週水曜日に設定日を変更。

その運用に当たり、働き方改革グルー
プ職員による巡回、同社員による早帰り
館内放送を実施しているほか、マンネ
リ化防止のためにロボットによる早帰り
館内放送も実施。

時間外勤務の事前申請の徹底

時間外申請を事前に申請させること
により時間外労働時間の管理を徹底。



（写真）
ロボットによる館内放送の実演状況



所定外労働時間削減に向けた各種取組

時間外労働の削減を業績評価項目に設定し、役員・各本部長出席の業務推進会議において進捗状況に対し指導を実施。

また、特定の社員が長時間労働となっている場合には、分担できる作業を洗い出すとともに、引き受けられる作業を増やせるよう勉強会の開催により能力向上を図るなど、業務の属人化改善を推進（SE《システムエンジニア》部門では業務改善委員会を設置し改善検討）。

社員ごとの年次有給休暇取得計画策定による取得の推進

社員ごとに年次有給休暇の取得計画をシステム上で登録させることで管理者等による把握管理を実施。取得日数については業績評価項目としても設定。

特に、5日間連続取得の推進や、連休期間中等を取得推進期間と設定し、さらなる休暇取得を推奨。

勤務間インターバル制度の整備

平成29年4月から、前日の終業時刻が遅くなった場合に、翌日の始業時刻を遅らせる、または休務させる制度を就業規則に規定し運用中。同社におけるインターバル時間は10時間と設定。

積立休暇制度の整備

時効で消滅する年次有給休暇を法定の年次有給休暇とは別に積立し、本人や家族の通院・介護等で休暇を取得する場合に活用。

(写真右)
ご説明いただいた方

(左から
奥井オフィスワーク革新部長、
平瀬代表取締役社長、
働き方改革グループ島中氏)



3 . 取組の効果

月の平均所定外労働時間数について、平成 28 年は - 1.1 時間（前年比 4.7%）、平成 29 年（9 か月間）は、- 2.7 時間（前年比 12.0%）をそれぞれ実現。

年次有給休暇の取得率について、平成 27 年は 64%（富山県平均は 46.0%）、平成 28 年は 75%（富山県平均は 49.5%）をそれぞれ実現。

（写真右）
ご説明を伺う
労働局職員
（左から
中村 監督課長、
山崎 労働局長、
細江 労働基準部長）



**～企業の皆様方におかれましては、長時間労働の削減等
に向け是非参考とされますようお願いいたします！～**

